

-  [特集:ウォーキングで健康生活!](#)
-  [議会だより](#)
-  [街角だより](#)
-  [テナと国際交流](#)
-  [情報BOX](#)
-  [みんなの広場](#)
-  [図書館だより](#)
-  [各種相談・休日急患診療所](#)

議会だより



田辺市議会9月定例会

平成18年度一般会計補正予算、田辺市土地改良施設条例の一部改正についてなど議案25件を可決。

平成18年9月定例会は、9月5日に開会し、田辺市土地改良施設条例の一部改正を始め、平成18年度一般会計・特別会計等の各種補正予算など、市長提出議案23件をすべて原案のとおり可決しました。また、市長専決処分事項の報告を承認したほか、意見書1件を可決、人権擁護委員の推薦については異議なしとして、9月28日に閉会しました。なお、4常任委員会に付託した平成17年度一般会計歳入歳出決算、その他各種会計歳入歳出決算関係議案20件については、各常任委員会において閉会中に審査することになりました。

また、9月15日、19日、20日、21日の4日間にわたり、14人の議員が一般質問を行いました。

条例関係

『田辺市土地改良施設条例の一部改正について』等、6件

補正予算

『平成18年度田辺市一般会計補正予算(第4号)』等、8件

その他議案関係

『工事請負契約の締結について』等、9件

人権擁護委員候補者

人権擁護委員候補者として濱口孝夫氏(龍神村湯ノ又)、岡本ミチ氏(本宮町渡瀬)、山下充洋氏(神子浜一丁目)、井澗松一氏(明洋一丁目)、城戸和氏(下川下)を法務大臣に推薦することについて、「異議なし」としました。

意見書

『身体障害者補助犬法の見直しに関する意見書』

◆一般質問と答弁の要旨

CATV事業の進捗について

問	答
「各地域での住民説明会の反応、今後の工事予定は。」	「現在、対象地域の龍神・中辺路・大塔の68の会場において事業説明会を実施している。この説明会でのご質問・ご要望は、主にテレビの買い換えやCATVサービス内容に関するもので、その他には、現在の共聴施設撤去に関することや、インターネット高速化への期待、早期完成を希望する声等もあった。現在の共聴施設の撤去については、施設所有者であるテレビ組合等で撤去していただきたいと考え、説明会においてご理解をお願いしている。説明会は9月末で全日程を終える予定であり、今後、現在行っている設計が完成次第、入札を行い、工事に着手する予定である。工事業者については、有線テレビジョン放送法に基づくCATV施設の設置許可において、高い技術力を有する工事業者を選定することが許可条件の一つとなっている。こうした条件を満たした信頼できる業者を選定できるよう、入札の基準に盛り込むこととしている。」

行財政改革について

問	答
「合併後の行政サービスに対する住民負担は旧田辺市に準じて調整されているが、地域の実情を踏	「行政サービスに対する負担の問題については、合併前はそれぞれの市町村が地域の実情に応じて住民の皆様にご負担をお願いしていたところだが、公平性の観点から合併協議の中で、基本的には一元化に向けて調整してきたところである。調整に際しては、新市として住民負担の適性化と健全な財政運営の継続を視点に協議を重ね、適切な負担水準

<p>まての柔軟な対応はできないか。」</p>	<p>を設定したものである。なお、負担制度全般については、今後の社会経済情勢や地域の実情等を見極めながら、その時点で適切に判断したいと考えている。合併という大きな変化による住民の皆様の不安や疑問を払拭するため、地域における身近な窓口として行政局を設けており、日常生活における問題についてのご相談に対応できるようにしている。また、地域審議会においては、それぞれの地域の課題についてご意見をいただいている。さらに、全行政局において、行政局長をはじめ全課長が地域の区長会へ参加し、意見交換等を行うなど、住民の皆様の声をお聞かせいただき、施策への反映を検討していきたいと考えている。」</p>
-------------------------	--

田辺市ごみ処理場について

問	答
<p>「田辺市ごみ処理場の最終処分場の埋立実績及び残存容量はどのくらいか。また、跡地利用について、樹木による緑化事業を行うてはどうか。」</p>	<p>「最終処分場については、昭和37年ごろから昭和44年までは現グリーン球場部分を、昭和45年4月から平成8年3月末までは現在の田辺市ごみ処理場の北側部分を最終処分場として埋め立てを行ったところである。そして、引き続いて、平成8年4月から現在の最終処分場において埋め立てを開始し、現在に至っている。年間埋立量は過去5年間平均で約1万立方メートルであり、埋立残存容量は平成17年度末で約7万5,000立方メートルである。また、最終処分場跡地への樹木による緑化事業については、不透水層工事を施している平地部分には難しいが、法面部分には種子吹付けによる部分的な緑化を既に図っている。土地の条件等によっては一定の植樹も可能かと思われるので、全体的な跡地利用を含め、周辺住民の皆様のご意見も踏まえながら取り組んで参りたい。」</p>

アスベストについて

問	答
<p>「市等の公共施設については既に対応を実施していると思うが、民間建築物についてはどうか。」</p>	<p>「民間建築物のアスベストについては、昨年度、国土交通省の主導の下で、各都道府県等が1,000平方メートル以上の規模を有する建物の調査を実施した。その結果、和歌山県下においては、露出部分にアスベストが使われている可能性のある建物が百十棟あり、うち76棟が未対応であると発表されている。それらについては、所有者に対しなるべく早く処理をしてもらうよう、県による主体的な取組がなされている。また、その調査に該当しない1,000平方メートル以下の建物についても、目視できる範囲で飛散性の高い綿状の吹付け建材が露出している建物がないか、市職員による調査を実施した。その結果、市全域において確認された28箇所のうち平成元年までに建築された建物の所有者に対し、事情を説明し、分析調査の実施や除去等の工事の施工についてお願いしており、さらに県が主催する相談会の案内や情報提供等にも取り組んでいるところである。」</p>

新庄総合公園への動物専用ゾーン設置について

問	答
<p>「ペットを連れ来た利用者としていない利用者の住み分けはできないか。」</p>	<p>「市民の皆さんが安全に安心して憩える場所であることが公園の姿であると認識しているところであるが、ペットを連れ来た方の中には、ペットの糞を放置したり、引き綱をつけずにペットを遊ばせたりする方がおり、他の公園の利用者に少なからず迷惑をかけている現状もある。市では、これまでも公園利用について、マナー向上のために啓発看板の設置や啓発ビラの配布、動物愛護団体との協力の下、ペットのしつけ方教室の開催などの対策を講じている。今後もペットを連れてくる場合は、小さな子供が利用する遊具や広場、花壇等へは立ち入らないように指導するなど、安全面・衛生面で啓発を十分に行い、利用するすべての皆さんがより一層、気持ち良く利用できる公園造りに努めて参りたい。」</p>

学校給食について

問	答
<p>「学校給食の未実施小学校及び幼稚園については平成19年9月からの実施が決まっているが、未実施中学校における実施時期はいつになるのか。」</p>	<p>「学校給食の未実施中学校については、市内の既実施中学校との公平性の確保や子育て支援の観点から、早期実施が必要であると考えている。現在、田辺市城山台において建設を進めている学校給食センターは未実施中学校にも対応できる調理能力を有する施設となっており、未実施校における学校給食の早期実施に向けて取り組んできたところである。未実施中学校の4校のうち、明洋中学校・高雄中学校・新庄中学校については、平成19年9月から給食が開始できるよう取組を進めているが、東陽中学校においては校舎の建替え計画もあるので、安全性の確保や衛生上の管理等について保護者の方々のご意見等も踏まえた上で実施時期を決定して参りたい。」</p>

院内感染の実態と防止対策、治療について

問	答
<p>「院内感染について、市及び地域の病院における感染防止対策はどうなっているのか。」</p>	<p>「院内感染とは、病院や患者の収容施設で、患者や医療従事者がかかる感染症のことであり、大きく分けて、自分が持っている菌が体の衰弱に伴って他の部位に感染する自己感染と、医療関係者や他の入院患者等から空気や給食などを介して感染する交差感染がある。原因菌には、抗生物質の効かないMRSAなどがあるため、医療関係者だけでなく、お見舞いに行かれる方も手洗いをするなど清潔を保つことが大切である。治療方法については、菌検査を的確に行い、検出された病原体に応じた抗生物質を適正量、かつ短く投与することが原則となる。田辺市内の5病院でも感染防止対策については、院内感染対策委員会を設置し、月に1回程度、委員会を開催するとともに、院内感染マニュアルを作成し、手洗いの励行や医療廃棄物の専門業者による廃棄徹底を行っている。また、保健所は院内感染防止委員会の設置等について立入検査や指導を行うことができる。田辺保健所でも市内の病院に対して年1回の立入検査を実施している。市としても田辺保健所の指導の</p>

下、各病院において、より院内感染に対して十分留意していただけるよう、田辺保健所と連携して参りたい。」

特定不妊治療について

問	答
「紀南病院を特定不妊治療施設としてスタートさせることはできないか。また、経済的負担の大きい不妊治療に対する市独自の補助が必要ではないか。」	「南和歌山医療センターと紀南病院の産婦人科統合に伴い、紀南地方に特定不妊治療指定医療機関がなくなったことにより、現在治療を受けている方や今後治療を受けようとする方は、遠方での治療を余儀なくされる。しかし、そのために経済的、時間的な負担が大きくなるのが考えられるので、紀南地方でも治療を受けられることが望まれる。不妊治療は、日本産婦人科学会などが医師の専門資格を認定している専門分野であり、一定の研修や実績が必要となる。産婦人科の統合により医師が充実する紀南病院においては、現在一般不妊治療が実施されており、特定不妊治療についても機器の整備等を含め、病院として検討しているところである。また、特定不妊治療には医療保険が適用されず、高額の治療費が掛かるため、国・県において『特定不妊治療費助成事業』を実施し経済的支援を行っているところであり、市においても、特定不妊治療の助成について検討して参りたい。」

農業の諸問題について

問	答
「梅とみかんの販売安定について市の果たす役割は。」	「近年、梅は消費が停滞し、中国産や国内他産地の梅の増加により供給過剰の傾向で、今年産の青梅においては販売価格の低迷と梅干し在庫の増大という深刻な状態となっている。また、みかんは長期的な消費の減退と産地間競争により、価格の低迷と品質格差による2極化の状況にある。市としては、農協・生産農家と共に、梅においては『紀州田辺うめ振興協議会』と『紀州梅の会』、みかんでは『田辺市かんきつ振興協議会』を組織し、梅・みかんの振興に取り組んでいる。梅については、消費地での加工講習会や量販店への販売促進と都市での消費宣伝イベント、市場訪問、梅体験の観光受入れ等による消費と販路拡大への取組、みかんについては優良品種導入や高品質生産、新しい栽培技術の試験・普及を進めている。梅、みかんそれぞれの協議会の活動を主体に、一段の産地強化に向けた取組を充実させ農業経営の安定化を目指していきたい。」

農作物の野生鳥獣による被害減少への取組について

問	答
「現在の鳥獣害被害対策以外に、『住み分け』として企業の森などを活用できないか。」	「野生鳥獣による全国の農作物被害金額は平成16年度で206億円となっており、田辺市では平成17年度で5,000万円を超えている。現在の鳥獣害対策としては、猟友会会員などの狩猟免許所持者による銃器、箱ワナ等による捕獲、フェンスやネットといった防護柵の設置による防除を主に実施している。また、本年度は試験的に田辺鳥獣害対策協議会において、安全性の高いくりワナによる捕獲も実施している。『住み分け』については、企業の森事業等により山や森を自然本来の姿に戻すことによって、野生鳥獣の生存できる環境が整い、人間と野生鳥獣が共存できるという説もあるが、長期的な計画のため、長い目で見守ることが必要となる。また一方で、山や森では既に野生鳥獣が生存できる環境が整っているため、個体数が増加し田や畑に出没すると言う専門家もいる。いずれにしても、農作物を生産する方々の意欲が失われてしまうことがないように、引き続き調査研究や情報収集に努め、より有効な対策を講じて参りたい。」

水源涵養林の取組について

問	答
「広葉樹植栽や間伐を一層推進し、水源保全を図るべきではないか。」	「水資源は住民生活、産業活動に必要な不可欠であり、その質的量的な確保のために森林の持つ水源涵養機能を高めることは重要である。水源涵養機能を高めるにはより適切な森林施業が求められ、人工林においては間伐を行うことにより、下層植生を回復させるとともに土壌流出を抑制することが重要であり、県の造林補助事業の活用を推進するとともに、市としても、補助対象事業費の一五パーセントの上乗せ補助により、林家の負担を軽減し、その推進が図られるよう市単独の補助制度を実施しているところである。また、富田川治水組合が中辺路町内の2か所で約80ヘクタールを購入し、広葉樹林を造林しているのをはじめ、県が進めている企業の森事業では市内で9か所、約84ヘクタールの広葉樹を中心とした森林整備を行っており、市も必要な支援協力を行っている。今後も、更にもこのような取組を進めて行かなければならないと考えている。」

高齢者の負担増問題について

問	答
「実態に応じ、今まで通り介護サービスを利用できないか。」	「介護報酬の改定により、要支援及び要介護1の方の福祉用具貸与費の取扱いは、その状態からは利用が想定されにくい種目について、一定の条件に該当する方を除き、保険給付の対象としないこととされた。ただし、これにより要支援及び要介護1であれば一律に利用できなくなるものではなく、特殊寝台については認定調査結果により、日常的に起き上がりや寝返りが困難な方に該当する場合は保険給付の対象となる。また、車椅子については、歩行困難に該当する方のほか、日常生活範囲における移動の支援が特に認められる方に、主治医の意見を踏まえてサービス担当者会議を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、介護支援事業者が利用可能か否かを判断する。要支援認定者のケアプラン作成を担う地域包括支援センターでは、今回の制度改正において、軽度者を機械的に保険給付の対象外とすることのないよう留意したい。また、保険給付の対象とならない場合でも、当該利用者の日常生活支援の観点から、障害者施策における補装具及び

日常生活用具給付や社会福祉協議会が実施している車椅子やベッドの無料貸与等の代替制度についても助言を行うなど、新制度へ円滑に移行できるよう努めている。」

熊野古道歩行者禁煙条例制定について

問	答
「歩行者禁煙条例を制定し、火災予防策を講じてはどうか。」	「条例の制定については、規制範囲を設定する上で、十分な精査及び検証をする必要がある。具体的には、参詣道部分のみを規制の対象と考えるのか、あるいは参詣道沿線の山林及び沿線に点在する集落も含めて考えるのかといった点であり、地元住民や山林所有者の皆様と十分な協議を重ね合意を得る必要がある。また、関係する市町村とも十分な連携を図り取り組んでいく必要もある。火災予防に対する取組として、世界遺産三県協議会で策定している紀伊山地の参詣道ルール の啓発、また田辺市において作成している参詣道のガイドブックの中で参詣道を歩く際のマナーとして呼び掛けをしており、今後も普及啓発活動を官民一体で継続して取り組むとともに、条例制定については、先進地の事例も参考にしながら調査研究に取り組んで参りたい。」

市道橋梁の維持管理について

問	答
「市道の吊り橋の耐震調査は実施できないのか。」	「市内には旧4町村に89橋あり、その内車両通行可能な吊り橋は16橋である。現在、国・県においては、橋梁の耐震調査を実施しているが、田辺市においても、平成19年度から交通量や迂回路の有無等により判断し、より緊急性の高い箇所から橋梁の耐震調査を実施すべく、県への事業採択の要望を行っている。採択されれば、年間15橋を目途に耐震調査を実施していきたいと考えているが、吊り橋については、架設年次も古く、老朽化が進んでいるものも多いため、日常の維持管理に十分心掛け、維持修繕を徹底することにより利用者の安全確保に努めて参りたい。」

◆委員会等の活動状況

■総務企画委員会

(9月5日・15日・26日・28日)

■経済環境委員会

(9月25日・28日)

■建設消防委員会

(9月26日・28日)

■文教民生委員会

(9月25日・28日)

◇今議会提出の関連議案等の審査を行いました。

■議会運営委員会

(8月31日、9月20日・28日)

◇9月定例会運営等に関する事項について

■高速道路及び国道バイパス促進特別委員会

(7月26日、9月19日)

◇高速道路及び国道バイパスの延長促進に関する事項について

■田辺市総合計画調査特別委員会

(7月26日・31日、9月4日・27日)

◇田辺市総合計画策定に関する事項について

市議会には、年4回(3月、6月、9月、12月)開かれる定例会と必要に応じて開かれる臨時会があります。次は12月定例会の予定です。日程など、詳しくは議会事務局(TEL0739-26-9940)にお尋ねください。



